

护理保险费的减免制度

介護保険料の減免制度

中国語版

基于丰田市护理保险规则第19条、如下所示、有减免护理保险费的制度。

丰田市介護保険規則第19条に基づき、以下のとおり介護保険料を減免する制度があります。

详细内容、请咨询丰田市福祉部护理保险课。

詳しくは、豊田市福祉部介護保険課へお問い合わせください。

[2020年4月改正版]

号・項目	減 免 事 由	減 免 条 件	減 免 比 例
		減 免 条 件	減 免 割 合
1-1	居住的房屋因震灾、风灾、火灾（由于自身的严重过失除外。）及其他与此类似的灾害、而遭受到明显的损害时。 居住する家屋が震災、風水害、火災（自己による重過失を除く。）その他のこれらに類する灾害により著しい損害を受けたとき。	· 以受灾证明书中的损坏状况进行判断。 罹災証明書の損壊状況で判断します。	· 全部毁坏 100% · 大规模半坏 90% · 半坏 50% · 全壞 100% · 大規模半壞 90% · 半壞 50%
1-2	因震灾、风灾、火灾（由于自身的严重过失除外。）及其他与此类似的灾害、户主或本人遭受到灾害时。 震災、風水害、火災（自己による重過失を除く。）その他これらに類する灾害により、世帯主または本人が被災したとき。	· 由于受灾、户主死亡、行踪不明或成为特别残疾者时。 被災により世帯主が死亡、行方不明または特別障害者となったとき。 · 由于受灾、本人行踪不明或成为特别残疾者时。 被災により本人が行方不明または特別障害者となったとき。	100%

※无论哪项、原则上、都只能追溯到上一个年度。另外、适用减免的期间为从受灾月份开始的12个月。上述2项减免种类均为该当时、将减免比例较高一项作为适用。

いすれも、原則前年度までしか適用されません。また、減免適用期間は被災月から12か月分となります。上記2つの減免のどちらにも該当する場合は、減免割合の高い方を適用します。

2	作为主要的维持家庭生计者、由于死亡、身心受到严重残疾（障碍）、长期入院、而收入明显减少时。 世帯の生計を主として維持する人が死亡した、心身に重大な障がいを受けた、長期入院したごとにより、収入が著しく減少したとき。	本年度的家庭合计所得的预计金额为未满上一年中的家庭合计所得金额的10分之5、上一年中的家庭合计所得金额在750万日元以下时。 今年度の世帯合計所得見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が750万円以下のとき。	25% ~ 100%
3	作为主要的维持家庭生计者的收入、由于事业或业务的停止废除、在事业上的明显的损失、失业等（除了退休）而收入有明显减少时。 世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等(定年除く)により著しく減少したとき。	本年度的家庭合计所得的预计金额为未满上一年中的家庭合计所得金额的10分之5、上一年中的家庭合计所得金额在500万日元以下时。 今年度の世帯合計所得見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が500万円以下のとき。	25% ~ 100%
4	作为主要的维持家庭生计者的收入、因干旱、低温、冻霜灾害等农作物歉收而导致收入明显减少时。 世帯の生計を主として維持する人の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作により著しく減少したとき。	本年度的家庭合计所得的预计金额为未满上一年中的家庭合计所得金额的10分之5、上一年中的家庭合计所得金额在750万日元以下时。 今年度の世帯合計所得見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が750万円以下のとき。	25% ~ 100%

※ 在上述2~4的减免中、上一年中的家庭合计所得金额在0日元以下时、则将「所得」改换为「收入」。另外、因减免事由以外的事由（家庭成员的增减等）的收入减少、则不成为减免的审查对象。

上記2~4の減免で、前年中の世帯合計所得金額が0円以下のときは、「所得」を「収入」と読み替えます。また、減免事由以外の事由（世帯員の増減など）による収入減少は減免審査の対象外となります。

5-1	因被监禁在刑事设施等中、而无法接受护理服务时 刑事施設などに収監されたため、介護サービスを受けることができないとき。	在被监禁期间的保险费成为对象、但原则上只能追溯到上一年度。 収監されている期間の保険料が対象となります。原則前年度までしか適用されません。	只有监禁期间为100% 収監期間のみ100%
5-2	是有接受了残疾人认定※的被保险者的家庭、且是生活困窘时。 ※在地方税法第292条中规定的对象者 障がい者認定※を受けている被保険者がいる世帯で、かつ生活が困窮しているとき。 ※地方税法第292条に規定の者	上一年中家庭合计的所得金额为未满125万日元、且该当以下条件时。 ①申請日時の家庭全员的储蓄存款金额的合计、单身家庭时未满90万日元。2人以上家庭时未满135万日元时。 ②除了自家之外无可动用的固定资产。 前年中の世帯合計所得金額が125万円未満であり、次の条件に該当するとき。 ①申請日時点での世帯全員の預貯金合計が、1人世帯90万円未満。2人世帯以上135万円未満のとき。 ②自宅を除く活用できる固定資産が無いこと。	20%
5-3 · 5-4	是接近于生活保护的低收入的家庭、生活困窘时。 生活保護に近い低收入の世帯で、生活が困窮しているとき。	家庭合计的收入金额（最近6个月的平均月额）是未满基于生活保护法的保护的基准金额的1.2倍、并该当以下条件时。 ①申请日时的家庭全员的储蓄存款金额的合计未满保护的基准金额的12倍时。 ②除了自家之外无可动用的固定资产。 世帯合計収入額（直近6か月の平均月額）が生活保護法に基づく保護の基準額の1.2倍未満であり、次の条件に該当するとき。 ①申請日時点での世帯全員の預貯金合計が保護の基準額の1.2倍未満のとき。 ②自宅を除く活用できる固定資産が無いこと。	· 未满基准额 60% 基準額未満 · 未满基准额的1.2倍 25% 基準額の1.2倍未満
5-5	为了返还债务、转让了自己居住用的资产、并被认可为交纳保费困难时。 債務返済のため自己の居住用資産を譲渡したもので、保険料の納付が困難と認められるとき。	该当以下条件时。 ①申请日时的家庭全员的储蓄存款的合计金额、单身家庭为未满90万日元。2人以上家庭为未满135万日元。 ②除了自家之外无可动用的固定资产。 次の条件に該当するとき。 ①申請日時点での世帯全員の預貯金合計が、1人世帯90万円未満。2人世帯以上135万円未満のとき。 ②自宅を除く活用できる固定資産が無いこと。	50%

减免申请的咨询 · 提交、请尽早···。

减免申請の相談・提出はお早めに···。

护理保险费的减免为在申请日以后有交纳期限的保险费为对象。（灾害・监禁减免除外。）

介護保険料の减免は、申請日以後に納期限がある保険料が対象となります。（灾害・収監减免を除く。）

希望减免年间的所有的保险费金额时、从养老金中直接扣除保险费者、请在4月份的养老金的支给日之前、以交纳通知书或银行账户自动转账交纳者需要在6月末的交纳期限之前进行申请。

申请的时期越是到年度的后半期、成为减免对象的保险费亦会减少、请注意。

年額の保険料全てを减免したい場合、年金天引きの方は、4月の年金支給日よりも前に、納付書または口座振替の方は6月末の納期限よりも前に申請が必要です。

申請が年度の後半になるほど、减免の対象となる保険料が減りますのでご注意ください。

减免申请需要每个年度进行申请。（灾害减免除外。）

减免申請は年度ごとに申請が必要です。（灾害减免を除く。）

减免申请因随时进行审查、因此需要在每一个年度进行申请。

减免申請は、その都度審査を行なうため、年度ごとに申請が必要となります。

因审查有需要2个月左右的情况、因此持续成为减免对象时请注意不要忘记申请。

審査には2か月程度かかる場合もありますので、引き続き対象となる場合は申請漏れの無いようご注意ください。